広島県リサイクル製品登録に係る電子申請について

広島県リサイクル製品登録に係る申請(登録・更新・変更)を、電子申請で行うことができます。

- ① 申請方法(※詳細は「操作マニュアル(申請者用)」を確認ください。)
 - (1) 次のURLから電子申請システムへアクセスしてください。

【広島県リサイクル製品登録】 登録申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13664

【広島県リサイクル製品登録】 登録更新

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13666

【広島県リサイクル製品登録】 変更届

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13667

注) 電子申請の当手続きは、**事前の利用者登録は行わず、利用できます**。

利用者登録して電子申請を行いたい場合、下記リンクから電子申請システムにアクセスし、 画面右上の「利用者登録」から登録を行ってください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay

※既に電子申請システムの利用者登録をお済の場合は、お持ちの利用者 ID で当手続きを行うことができます。

(利用者登録のメリット) · · · 利用者登録した利用者 ID で電子申請システムにログインした場合

- ・手続き申込時に登録情報が初期表示され、一部の入力を省略できます。
- ・過去に行った申込情報の確認を行いたい場合、申込一覧画面にて、確認が可能となります。
- (2) 申請手続き画面の説明に従って申請情報を入力し、申請書類を添付後、申請してください。
 - 注 1. 添付ファイルの合計サイズの上限は 100MB です。
 - 2. 添付書類が多いため、予め添付書類を準備してから、手続きを開始してください。
 - 3. 登録申請書などの指定様式は、県 Ⅲ よりダウンロードしてください。
- (3) 申請書類に不備がある場合は、メール等で連絡します。電子申請システムから修正してください。
- (4) 訂正や補正事項がなければ、申請時に指定頂いたメールアドレス宛てに、県から受理通知メールが届きます。
- (5) 審査の結果、適当と判断した場合は、申請受付した機関より登録証を交付します。 ※変更届の申請の場合、従前の登録証の返納が必要となります。

② 手続きの流れ

1. 県のホームページから申込ページにアクセスします。



2. 画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類を画面で添付します。

andertion ∓#	き名: 【リサイクル製品	(中国) お知由語 (中	フト研報) Vor D	05.00	
83111771	1007 1007 1000	Test Testin ()	X 1 1200 _ 101_1		間合せ先 十回く
【申請担	3当者]				
申請手続	きを行う担当者の	情報を入力して	ください。		
I may be also such	_				
担当者氏	名。必須				
電話番号	(担当者連絡先)	必須			
ハイフン()位	<u>き</u> で入力してください。	(例) 082-111-222	2		
電話番号	0825132951				
【申請者	f]				
製品を製	造している申請事	業者の住所,事	業者名,代表	者の役職,氏名	,電話番号を入力し
てくださ	bi _o				
住所を入	カしてください。	砂須			
広島市〇日	AAAA XXJE Y	Y番地 ZZ号			
事業者名	を入力してくださ	い。「必須」			
申請者の法人	名を入力してください。				

3. 入力事項に誤りがないことを確認の上、申込みます。



4. 申込み後、申込完了通知メールが届きます。



5. 県で申請書類の審査を行い、訂正や補正事項等がなければ、 受理通知メールが届きます。

③ 申請窓口・お問い合わせ

下記URLで表示される県ホームページの「登録申請書類の提出先について」に記載された 製造加工場の所在地を管轄する事務所等までご連絡ください。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-recycle-seihin/ht-application.html